

建築行政共用データベースシステムご利用の

特定行政庁 御中

指定確認検査機関 御中

指定構造計算適合性判定機関 御中

建築士法関係機関 御中

一般財団法人建築行政情報センター

建築行政共用データベースシステムに関する 令和 7 年度の予算措置等について（ご案内）

【要旨】 令和 7 年度に向けて次の予算措置等をご検討ください。

1 【特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関】

利用料について建築確認の実績等に応じて定例の見直しを行います。別添「令和 5 年度建築確認件数等報告票」により建築確認の実績等を令和 6 年 7 月 26 日（金）までに電子メールにてご報告ください。

2 【特定行政庁、指定確認検査機関】

令和 7 年度から建築確認の電子申請受付システムをご利用いただくことができます。

※ 建築確認の電子申請受付システムの利用料金については、令和 7 年度は無償提供し、令和 8 年度から利用料金を適用する方向で検討中です。利用料金については令和 6 年中にご案内します。

3 【都道府県、建築士事務所協会】

建築士・事務所登録閲覧システム（登録）については令和 7 年度からオンライン事務所登録申請受付システムの稼働に伴い、利用料金を改定します。

4 【全機関】

建築士・事務所登録閲覧システム（照会）の利用については、令和 7 年度からインターネットで無料公開する建築士名簿・事務所登録簿の利用に代替可能です。

5 【指定確認検査機関、構造計算適合性判定機関又は建築士法関係機関】

事務所移転等に伴う I C B A 設置回線の移設・利用開始までに 3 か月以上の工期が必要ですので、早めにお申し出ください。

日頃より、当財団の事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）に係る令和7年度の予算措置等に関して、下記のとおりご案内します。

なお、お見積書については、令和6年度のご契約内容を前提としたものを、8月に当財団より電子メール等で送ります。

記

1 共用DB利用料

【全機関】（【 】内は対象機関。以下同様。）

サブシステムごとに以下1－1から1－7のとおりとなります。

台帳登録閲覧システム（1－1）、通知・報告配信システム（1－3）及び建築士・事務所登録閲覧システム（照会）（1－5）の利用に当たっては別添「令和5年度建築確認件数等報告票」により建築確認の実績等を令和6年7月26日(金)までに電子メールにてご報告ください。

なお、参考資料「建築行政共用データベースシステム 導入の手引」（該当ページはp20以降、建築士事務所登録に係る料金は改定前のもの）を次のURLからダウンロード可能です。https://www.icba.or.jp/kyoyodb/top/02-01_dounyuutebiki.pdf

1－1 台帳登録閲覧システム（以下「台帳S」）

【特定行政庁】

以下のア、イの件数による定例の見直しを行います。

ア 令和5年度の建築物の建築確認（計画通知、計画変更を除く。）の処分件数

イ 令和5年度の指定確認検査機関からの建築物の確認審査報告（計画変更を除く）の受理件数

1－2 建築確認の電子申請受付システム（以下「新システム」）（新規）

【特定行政庁、指定確認検査機関】

令和7年度から建築確認の電子申請受付システムをご利用いただくことができます。令和7年度は無償提供する方針で検討中です。

台帳Sをご利用の特定行政庁は追加手続きなしで利用可能となります。

台帳Sをご利用でない機関のご利用については令和6年中にご案内します。

新システムの利用料金については令和8年度から適用します。利用料金については令和6年中にご案内します。

なお当面、お見積書については、令和7年度の新システムが無償となる前提で提出します。

1－3 通知・報告配信システム（以下「配信S」）

【特定行政庁、指定確認検査機関】

令和7年度は無償です。

なお、令和8年度以降については、新システムを含めた料金体系の見直しの状況によっては有償となる場合があります。

1－4 建築士・事務所登録閲覧システム（登録）（以下「建築士S（登録）」）

【特定行政庁、建築士法関係機関】

建築士事務所登録に係る利用料については、オンライン事務所登録申請受付機能追加により、従来の1.5倍程度の金額とします。国土交通省からの情報提供（参考資料1）のとおりです。

建築士登録に係る利用料については、従来通りとなります。

1－5 建築士・事務所登録閲覧システム（照会）（以下「建築士S（照会）」）

【特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関】

(1) 以下のアからウの件数による定例の利用料見直しを行います。

ア 令和5年度の建築物の建築確認（計画通知、計画変更を除く。）の処分件数【特定行政庁、指定確認検査機関】

イ 令和5年度の構造計算適合判定の件数【構造計算適合性判定を行う機関】

ウ 令和5年度の畜舎建築特例認定の件数【都道府県のうち畜舎建築特例認定事務において「建築士S（照会）」を利用する機関】

(2) 建築士S（照会）の利用については、令和7年度からインターネットで無料公開する建築士名簿・事務所登録簿の利用に代替可能です。なお、同登録簿では定期講習受講状況の適・不適判定並びに性別、生年月日、顔写真が表示されません。

台帳Sを利用する機関については、台帳Sが建築士S（照会）と一体として機能するため、引き続き建築士S（照会）を利用していただく必要があります。

台帳Sを利用しない機関については、契約時期までに、建築士S（照会）の利用継続の是非をご検討ください。

1－6 法令・大臣認定データベース

【全機関】

令和6年度と同額とします。

1－7 建築行政地図情報システム

【特定行政庁】

原則として令和6年度と同額とします。

利用内容の変更、特定行政庁の区分変更等があった場合は同額とはなりません。

2 出張旅費・業務委託費等（別紙）

必要に応じ、下記費用の予算措置をお願いします。

- 2－1 各位が職員等を対象として実施する台帳登録閲覧システム又は建築士・事務所登録閲覧システム操作説明会への当財団による講師派遣に係る出張旅費

【説明会をご計画の全機関】

- 2－2 サブシステム追加に係る利用料等追加

【サブシステム追加予定の全機関】

- 2－3 データ移行委託費

【データ移行をご予定の特定行政庁】

- 2－4 既存建築確認台帳等の電子データ化業務の委託費

【紙の台帳等を電子化し台帳登録閲覧システムに投入するご予定の特定行政庁】

- 2－5 事務所移転に伴う I C B A 設置回線の移設等^{※1}に係る工事委託費

【移転をご予定の指定確認検査機関、構造計算適合性判定機関又は建築士法関係機関（県が端末を設置している場合を含む。）^{※2}】

I C B A 設置回線については令和 7 年度以降、共用 D B 利用時にセキュリティ対策（ワンタイムパスワード等）を講じることにより、一般インターネット回線に切り替える予定です。インターネット回線に切り替え後は、この費用は不要となります。

※1 I C B A 設置回線の移設等には、当財団にご連絡いただいてから 3 か月、状況によってはそれ以上かかりますので早めのお申し出をお願いします。

※2 県が建築士法関係機関に端末を設置している場合には、設置先での予算措置が必要な場合が想定されます。必要に応じて設置先の機関に本通知の内容をご案内ください。

3 台帳登録閲覧システムの照会等の対象者の追加について

【台帳登録閲覧システムをご利用で契約書別紙「建築行政事務情報の照会等の範囲及び対象者」の、「台帳登録閲覧システム」の項において「対象者の該当なし。」としている県、特定行政庁】

台帳登録閲覧システムの情報（個人情報を除く。）を照会、閲覧等できる範囲の対象として、国等を対象とすることをご検討いただくようお願いします。

国が施策検討にあたって台帳登録閲覧システム情報を参照する場合があります。
個別に回答する事務負担の軽減のため、システムの有効利用を図る観点からも検討
をお願いする次第です。

本件に関しては、下記URLの資料p28の「(3) 国土交通省等による台帳登録閲覧シ
ステムに登録した情報の照会等について」をご参照いただければ幸いです。

https://www.icba.or.jp/kyoyodb/renrakukyogikai/02-18_rijikai-shiryo.pdf

お問合せ・お見積り

一般財団法人建築行政情報センター

契約管理課 海野・目黒

TEL:03-5225-7703

E-mail:gr-keiyaku@icba.or.jp

予算措置の際にご留意いただきたい出張旅費・業務委託費等

1 各位が職員等を対象として実施する台帳登録閲覧システム又は建築士・事務所登録閲覧システム操作説明会への当財団による講師派遣に係る出張旅費等

【説明会をご計画の全機関】

日時場所：随時開催可能（所要3時間程度・インターネット接続が可能な会議室等が必要。）。

- 対 象：台帳登録閲覧システム等をご利用各位の職員等 最大定員30名
- 内 容：台帳登録閲覧システム等操作説明会担当講師の派遣及び説明用資料提供
- 費 用：・派遣講師1～2名の出張旅費（講演料、資料提供費用は無料）
- ・受講者が概ね10名以上の場合、講師2名を派遣。
 - ・旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に準じて東京駅からの会場までの往復運賃として算定。
 - ・会場借上げが必要となる場合、その費用が必要。

（参考）特定行政庁向けの当財団主催の台帳登録閲覧システム操作説明会は、当面、開催予定がありません。台帳登録閲覧システム端末操作の動画配信をICBAのホームページからご覧いただけます。ぜひともご活用ください。

URL：<https://www.icba.or.jp/seminar/kyoyodb/>

（ID及びパスワードについてはICBAにご確認ください。）

2 サブシステム追加に係る利用料等追加

① 台帳登録閲覧システムを追加する場合

【追加予定の特定行政庁】

- ・確認件数等に応じた利用料の追加が必要。
- ・既存データを移行する場合は3に掲げるデータ移行委託費の追加も必要。

② 建築行政地図情報システムを追加する場合

【追加予定の特定行政庁】

行政庁の区分に応じた初期設定費、利用料の追加が必要。

③ 法令・大臣認定データベースを追加する場合

【追加予定の全機関】

8万円（税抜）の追加が必要。

3 データ移行委託費

【データ移行をご予定の特定行政庁】

- 目的：既存データや建築計画概要書等の既存データを台帳登録閲覧システムに投入
- 内容：台帳登録閲覧システム用の「中間ファイル」の投入
- 費用：投入1回当たり10万円（税抜）
- 備考：・「中間ファイル」作成は通常、専門業者への委託が必要。
・「中間ファイル」仕様は下記サイトの「台帳登録閲覧システムへのデータ移行関係資料(ZIP)」により確認可能。
<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/#a4>

4 既存建築確認台帳等の電子データ化事業委託費※

【紙の台帳等を電子化し台帳登録閲覧システムに投入するご予定の特定行政庁】

- 目的：紙の建築確認台帳、建築計画概要書等を電子化し台帳登録閲覧システムに投入
- ※：紙の台帳等の電子化の費用は、助成制度（住宅・建築物アスベスト改修事業）において定額まで全額が補助対象。
なお、民間建築物については令和7年度末までに着手したものが対象。市区町村所有建築物については着手期限を既に経過。
参考資料2参照。
- 内容：ICBAは紙の台帳等を電子化するための専用のパンチ入力支援システムを提供し、電子化した台帳等情報を台帳登録閲覧システムへ投入するための中間ファイル化を行い台帳登録閲覧システムへの投入。
なお、台帳等情報のパンチ入力作業及び紙台帳等のPDF化等は、別途事業者が発注が必要
- 費用：個別見積り
- 備考：中間ファイル化から台帳登録閲覧システム投入まで一貫してICBAが受託可能

＊この項についての問合せ先 電話：03-5206-6132

メール：datautilization@icba.or.jp

5 ICBA設置回線の移設等に係る工事委託費

【移転をご予定の指定確認検査機関、構造計算適合性判定機関又は建築士法関係機関】

- 目的：事務所移転、新設等に伴う、ICBA設置回線の移設、新設又は増設
- 内容：ICBA設置回線に関する現地調査、回線工事及びルータ設置工事
- 費用：新設の場合、1拠点当たり25万円（税抜）
- 備考：・回線利用開始までの所要期間は、新築建物への移転等の場合を除き、当財団への連絡から3か月程度、状況によってはそれ以上かかるため

早めのお申し出が必要。

- ・新築建物への移転等の場合、引渡し後から3か月程度、状況によってはそれ以上かかるため早めのお申し出が必要。
- ・移転先エリアに光回線が来ていない場合は、さらに所要期間が必要。
- ・新築建物への移転等の場合や、移転等まで3か月未満となつてから当財団への連絡をいただいた場合には、共用DBを利用できない期間が発生するため、代替する措置を行っていただく必要。

※ICBA設置回線工事の概要については導入の手引（下記サイトからダウンロードしたものでp26からp32が該当）で確認可能。

https://www.icba.or.jp/kyoyodb/top/02-01_dounyuutebiki.pdf

- ・ICBA設置回線については令和7年度以降、共用DB利用時にセキュリティ対策（ワンタイムパスワード等）を講じることにより、一般インターネット回線に切り替える予定です。インターネット回線に切り替え後は、この費用は不要となります。

参考 特定行政庁における通知・報告配信システムによる電子報告導入に 当たって

目 的：台帳整備のためのデータ入力手間の削減

導入条件：下記いずれかに該当すること

- ①台帳登録閲覧システムを利用していること
- ②台帳登録閲覧システム以外のシステム（以下「独自システム」）と通知・報告配信システムが連携していること

備 考：・台帳登録閲覧システム利用予算は、本文2①参照。

- ・独自システムの連携に係るシステム改修仕様は、下記サイトで確認可能。

<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/renkeishiyo.html>

- ・独自システムの改修には、予算措置の検討が必要。
- ・電子報告導入に当たっての条件等については「JCBA電子報告ガイドライン」（下記サイトからダウンロード可能。）で確認可

http://www.jcba-net.jp/news/20220301_denshi_houkoku_guideline.pdf

参考資料 1

(略)

Date: 2023 年 10 月 31 日(火) 13:39

Subject: 【共有】国交省情報提供資料について（近畿ブロック会議）

(略)

都道府県担当者様 各位
（地方整備局等担当者様 各位はご参考）
※BCC にて送信しております

(略)

10 月 27 日（金）にお招きいただきました近畿ブロック会議にて、国土交通省より提供した資料を共有いたします。

(略)

千代田区霞が関 2-1-3
TEL 03-5253-8111（内線:39-539）
03-5253-8513（直通）
FAX 03-5253-1622
(略)

国土交通省情報提供資料

1. 建築士事務所登録オンラインシステム利用料について

令和5年10月27日

国土交通省住宅局建築指導課

都道府県別 共用データベース・建築士登録事務所閲覧システム 年間利用料一覧

単位：円／年（税別）

No.	都道府県	令和6年度までの 利用料（C）	令和7年度以降の 利用料（C'）	増額 （C' - C）	増率 （C' / C）
1	北海道	680,000	1,030,000	350,000	1.5
2	青森県	150,000	230,000	80,000	1.5
3	岩手県	160,000	240,000	80,000	1.5
4	宮城県	330,000	500,000	170,000	1.5
5	秋田県	200,000	300,000	100,000	1.5
6	山形県	200,000	300,000	100,000	1.5
7	福島県	260,000	400,000	140,000	1.5
8	茨城県	330,000	500,000	170,000	1.5
9	栃木県	220,000	330,000	110,000	1.5
10	群馬県	270,000	410,000	140,000	1.5
11	埼玉県	740,000	1,120,000	380,000	1.5
12	千葉県	540,000	820,000	280,000	1.5
13	東京都	2,120,000	3,220,000	1,100,000	1.5
14	神奈川県	900,000	1,370,000	470,000	1.5
15	新潟県	360,000	550,000	190,000	1.5
16	富山県	180,000	270,000	90,000	1.5
17	石川県	200,000	300,000	100,000	1.5
18	福井県	140,000	210,000	70,000	1.5
19	山梨県	130,000	200,000	70,000	1.5
20	長野県	350,000	530,000	180,000	1.5
21	岐阜県	230,000	350,000	120,000	1.5
22	静岡県	480,000	730,000	250,000	1.5
23	愛知県	710,000	1,080,000	370,000	1.5
24	三重県	200,000	300,000	100,000	1.5
25	滋賀県	170,000	260,000	90,000	1.5
26	京都府	310,000	470,000	160,000	1.5
27	大阪府	950,000	1,440,000	490,000	1.5
28	兵庫県	520,000	790,000	270,000	1.5
29	奈良県	130,000	200,000	70,000	1.5
30	和歌山県	110,000	170,000	60,000	1.5
31	鳥取県	80,000	120,000	40,000	1.5
32	島根県	110,000	170,000	60,000	1.5
33	岡山県	230,000	350,000	120,000	1.5
34	広島県	370,000	560,000	190,000	1.5
35	山口県	200,000	300,000	100,000	1.5
36	徳島県	140,000	210,000	70,000	1.5
37	香川県	190,000	290,000	100,000	1.5
38	愛媛県	190,000	290,000	100,000	1.5
39	高知県	110,000	170,000	60,000	1.5
40	福岡県	530,000	810,000	280,000	1.5
41	佐賀県	90,000	140,000	50,000	1.5
42	長崎県	140,000	210,000	70,000	1.5
43	熊本県	200,000	300,000	100,000	1.5
44	大分県	140,000	210,000	70,000	1.5
45	宮崎県	190,000	290,000	100,000	1.5
46	鹿児島県	210,000	320,000	110,000	1.5
47	沖縄県	190,000	290,000	100,000	1.5
	計	15,580,000	23,650,000	8,070,000	1.5

参考資料 2

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 24 日

各都道府県建築主務部長 様

令和 3 年度当初予算案における
住宅・建築物アスベスト改修事業の延長・見直しについて

国土交通省住宅局市街地建築課
建築指導課

令和 2 年 12 月 21 日に令和 3 年度予算案が閣議決定され、社会資本整備総合交付金による住宅・建築物アスベスト改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）について、別添 1 のとおり、延長・見直しを行う予定としておりますので、お知らせいたします。

○ 民間建築物については、令和 7 年度末まで着手期限を延長することを踏まえて、補助制度による支援を行う地方公共団体においては、民間建築物所有者に対して補助事業を周知し、積極的な活用を促すなど、民間建築物のアスベスト対策の一層の推進に努められたい。

○ 市区町村所有建築物については、令和 5 年度末まで着手期限を延長するとともに、アスベスト調査台帳（小規模建築物を含む）の整備を要件にすることを踏まえ、地方公共団体において早期にアスベスト調査台帳を整備し、速やかに除去等の対策に取り組まれない。

これに伴い、アスベスト調査台帳の整備状況や支援制度の活用意向について、別添 2 に従い、調査にご協力いただきたい。

都道府県におかれましては、これらの内容について、貴管下の市区町村に周知くださいますようお願いいたします。

なお、事業実施には、国会における令和 3 年度予算成立が前提になるため、今後、内容等が変更になることがあります。

【問合せ先】

（住宅・建築物アスベスト改修事業に関すること）

住宅局市街地建築課 藤崎、嘉祥寺

電話：03-5253-8111 藤崎（内線 39655） e-mail：fujisaki-s26n@mlit.go.jp

嘉祥寺（内線 39654） e-mail：kashohji-a2kz@mlit.go.jp

（アスベスト調査台帳の整備の調査に関すること）

住宅局建築指導課 松田

電話：03-5253-8111（内線 39546） e-mail：matsuda-k2gm@mlit.go.jp

住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）の延長

1. 目 的

住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）のアスベスト含有調査等及びアスベスト除去等に関する事業期限の延長を行うとともに、必要な見直しを行い、アスベスト対策を推進する。

2. 内 容

（1）民間建築物

（現行） 令和2年度末までに着手したものが対象

（改正） 令和7年度末までに着手したものが対象

（2）市区町村所有建築物

（現行） 令和2年度末までに着手したものが対象

（改正） 令和5年度末までに着手したものが対象

ただし、アスベスト調査台帳（小規模建築物を含む）を整備している地方公共団体に限る。